

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

[氏名] 全国伝統薬連絡協議会（会長 井原正登）  
[住所] 事務局：熊本県上益城郡益城町寺中1363-1  
[職業] 全国の伝統薬企業（42社）で組織する団体（事務局：㈱再春館製薬所）  
[電話番号] 080-4135-4294  
[FAX 番号] 096-289-6000（㈱再春館製薬所）  
[件名] 「薬事法施行規則の一部を改正する省令案について」  
[意見]

内容：① 薬局開設者等が、薬局等が存在しない離島に居住する者（以下「離島居住者」という。）  
に対して郵便等販売する場合  
② 薬局開設者等が、改正省令の施行前に購入した第2類医薬品等と同一の医薬品を改正  
省令の施行時に継続して使用していると認められる者（以下「継続使用者」という。）  
に対して、郵便等販売する場合

次の③を加える

**③ 薬局開設者等が、薬局等での対面販売を求めず、第2類医薬品について電話での対話  
に基づく販売を求めてきた者（以下「電話購入者」という。）に対して、郵便等販売  
する場合**

また、

「〇 今般、当該経過措置の利用状況調査において、離島居住者及び継続使用者に対する  
郵便等販売が相当数行われていることが判明したことなどから、当該経過措置の延長  
を行うこととする。」

という方針を次のように改める

**「〇 今般、当該経過措置の利用状況調査において、離島居住者及び継続使用者に対する  
郵便等販売が相当数行われていることが判明したことなどから、当該経過措置の延長  
を行うこととする。また、電話での対話に基づく第2類医薬品の販売については、過  
去の経験・実績から対面販売と同等と判断されるため、当分の間、電話での対話に基  
づく販売においては、第2類医薬品を郵便等販売できることとする。」**

理由： 離島居住者及び継続使用者への2年間の経過措置だけでは、新規顧客を確保できな  
いことから伝統薬会社が経営困難に陥り雇用問題が発生することが危惧されるので、  
それらを回避する必要がある。また、身体的理由で外出困難な人等は電話で伝統薬を  
購入できないばかりか、伝統薬の愛用者の中には入手できないことにより病状が悪化  
する人も出てくるので、生活者が困窮する事態を来たさないようにする必要がある。